（別表１）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 活動内容 |
| 活動推進費 | 現地の林況調査，活動計画の実施のための話し合い，研修等 |
| 地域環境保全タイプ |
|  | （里山林保全） | 雑草木の刈払い・集積・処理，落ち葉掻き，歩道・作業道の作設・改修，地拵え，植栽，播種，施肥，不要萌芽の除去，緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出，風倒木・枯損木の除去・集積・処理，土留め・鳥獣害防止柵等の設置，これらの活動に必要な森林調査・見回り，機械の取扱講習，安全講習，施業技術に関する講習，活動結果のモニタリング，傷害保険等 |
| （侵入竹除去・竹林整備） | 竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用，これらの活動に必要な森林調査・見回り，機械の取扱講習，安全講習，施業技術に関する講習，活動結果のモニタリング，傷害保険等 |
| 森林資源利用タイプ | 雑草木の刈払い・集積・処理，落ち葉掻き，歩道・作業道の作設・改修，木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工，特用林産物の植付・播種・施肥・採取，これらの活動に必要な森林調査・見回り，機械の取扱講習，安全講習，施業技術に関する講習，活動結果のモニタリング，傷害保険等 |
| 森林機能強化タイプ | 歩道や作業道等の作設・改修，鳥獣害防止柵の設置・補修，及びこれらの実施前後に必要になる森林調査・見回り |

　⑴　地域環境保全タイプ，森林資源利用タイプ及び森林機能強化タイプで同一年度の同一箇所で重複して実施できない。

　⑵　森林機能強化タイプの活動は，地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し，もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

（別表２）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 人件費，燃油代，傷害保険，賃借料，ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品，通信運搬費，書籍，委託料，印刷費等 |

（別表３）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 補助単価 |
| ①活動推進費 | 補助対象経費が国要領で定める交付単価を超えた額の1/2の額。ただし，上限を国要領で定める交付単価の1/6（10円未満切り捨て）とする。 |
| ②地域環境保全タイプ（里山林保全） | 1haあたりの補助対象経費が国要領で定める交付単価を超えた額の1/2の額。ただし，上限を国要領で定める交付単価の1/6（10円未満切り捨て）とする。 |
| ③地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備） |
| ④森林資源利用タイプ |
| ⑤森林機能強化タイプ | 1mあたりの補助対象経費が国要領で定める交付単価を超えた額の1/2の額。ただし，上限を100円とする。 |